

新宿区障害者計画

(平成21年度～29年度)

第2期新宿区障害福祉計画

(平成21年度～23年度)



平成21(2009)年2月

新宿区

《SPコード》

本計画書には、本文ページに1辺が2センチ程度の2次元コード「SPコード」と、コード位置の認識のため切込みを入れています。

これは、視覚障害者の方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、専用の読取機械をコードにあてることで、音声で文字情報が読み上げられます。



ライフステージに応じた切れ目のない支援を

新宿区は、平成13年度に新宿区障害者計画、平成18年度には新宿区障害福祉計画を策定し、住まいや日中活動の場などの地域生活を支える施策及び入所施設の区内への設置、就労支援の体制の強化など、多様な障害者施策を計画的に推進してまいりました。

この間、平成15年の支援費制度の施行により、障害者への福祉サービスは、「措置」の時代から利用者の自己決定を基本とした契約へと移行し、さらに、平成18年には障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神障害者の福祉サービスの一元化や、就労支援の一層の充実を進めるなど、障害者を取り巻く社会情勢は大きく変化してまいりました。

このような状況の変化を背景に、区は、障害者施策、障害福祉サービスの一層の充実を目指して、平成21年度から始まる「新宿区障害者計画・第2期新宿区障害福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現」、「バリアフリー社会の実現」、「必要な時に必要な支援が得られる地域社会の実現」の3つの基本理念を掲げ、障害者が住み慣れた地域の中で安心して暮らしつづけることができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでまいります。

この計画を策定するにあたりましては、新宿区障害者施策推進協議会のご意見や、パブリック・コメントにより寄せられた多くの皆様からのご意見を反映させています。障害者ご本人をはじめ関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

最後に、本計画の推進に向け区民の皆様をはじめ、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21(2009)年2月

新宿区長 中山 弘子

新宿区障害者計画・第2期新宿区障害福祉計画

目 次

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の推進体制	4

第1章 新宿区の障害者の状況

第1節 新宿区の障害者数	6
1 障害者手帳所持者数の推移	6
2 身体障害者(身体障害者手帳所持者数)	7
3 知的障害者(愛の手帳所持者数)	9
4 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者数及び医療費公費負担受給者数)	11
第2節 福祉ニーズ調査の結果	13
1 調査の概要	13
2 調査結果のまとめ	14

第2章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念	22
第2節 基本目標	24

第3章 障害者施策の総合的展開

第1節 障害者施策の体系	28
第2節 重点的な取り組み	30
第3節 施策の展開	32

基本目標1 安心して地域生活が送れるための支援

個別目標1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	32
個別目標2 地域生活への移行の推進	46
個別目標3 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援	56

基本目標2 ライフステージに応じた成長と自立への支援

個別目標1 障害等の早期発見と成長・発達への支援	60
個別目標2 多様な就労支援	72
個別目標3 社会活動の支援	78

基本目標3 地域社会におけるバリアフリーの促進

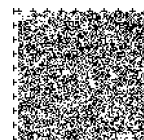
個別目標1 こころのバリアフリーの促進	82
個別目標2 福祉のまちづくりの促進	90

第4章 障害福祉サービスの提供体制確保の方策（第2期新宿区障害福祉計画）

第1節 障害福祉計画の背景	96
1 障害者自立支援法について	96
2 障害者福祉施設等の新制度への移行	97
3 第1期新宿区障害福祉計画の策定	97
4 障害者自立支援法に基づくサービス内容	98
5 費用負担の考え方	100
6 障害者自立支援法の見直しについて	101
第2節 サービス提供体制整備の基本的考え方	102
第3節 第2期新宿区障害福祉計画の目標	104
第4節 平成23年度までのサービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策	110
1 第1期新宿区障害福祉計画との関係	110
2 第2期計画におけるサービス必要量見込等について	110
3 「障害福祉サービス」の必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策	111
4 「新宿区地域生活支援事業」の必要量見込、現状・課題、サービス提供体制確保の方策	119
第5節 新宿区における利用者負担と軽減措置	128
1 新宿区における利用者負担	128
2 国や東京都における負担軽減の動向	128
3 新宿区における利用者負担の軽減措置	129
資料	
1 主な事業	132
2 新宿区障害者施策推進協議会及び専門部会	138
3 用語の説明	143

巻末の用語の説明に掲載している用語は、本文中で最初に使用した部分に「*」印をつけています。

計画の策定にあたって



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

新宿区は、平成13年12月に、障害者施策を計画的、総合的に推進するための指針として、21世紀初頭における新宿区の障害者施策のあり方について定めた「新宿区障害者計画」を策定しました。

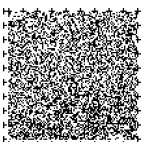
計画策定にあたっては、国の障害者プラン(ノーマライゼーション*7か年戦略)や精神保健福祉法の改正、介護保険法の施行などを受け、障害者のためのサービス基盤を整備しつつ、自己決定や社会参加を支援することなどを目標に決めました。

平成15年4月に、従来の措置制度に変わり利用者の自己決定を基本とした支援費制度*が開始されました。支援費制度への対応とともに、住まいや日中活動など地域生活を支える施策の強化や、発達に心配のある子どもへの支援の位置づけ、情報のバリアフリー化の推進など、社会の動きを踏まえた改訂を平成17年3月に行いました。

また、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者に最も身近な区市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置付けられました。

これを受け新宿区は、平成19年3月に計画的にサービス提供を推進していくために、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定める「第1期新宿区障害福祉計画」を策定しました。

今回の策定にあたっては、障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現や、障害者が地域の中でいきいきと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、ライフステージに応じた切れ目のない支援が得られることなどを基本理念として掲げ、今後9年間の障害者施策のあり方を決めました。



2 計画の位置付け

(1) 「新宿区障害者計画」

障害者基本法第9条第3項に基づく区の障害者計画で、区の「基本構想、総合計画及び第一次実行計画」との整合性を保ち、区の障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

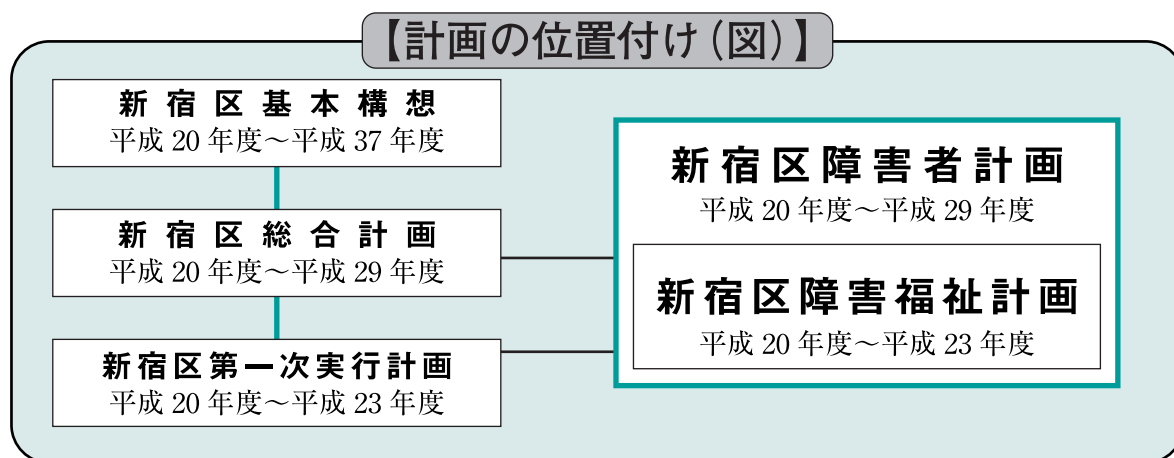
(2) 「新宿区障害福祉計画」

障害者自立支援法第88条第1項に基づく区の障害福祉計画で、3年間の計画期間中における障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込み及びその確保策を定める計画です。

本計画は、新宿区障害者計画と新宿区障害福祉計画を一体的に調和のとれた計画として策定しました。障害者自立支援法に基づくサービスの提供体制確保の方策等は、第4章にまとめています。また、特に財政面での確保が必要な事業等については、財源の裏付けをもって計画的に実施する新宿区第一次実行計画の計画事業として位置づけています。

本文中、新宿区障害者計画の個別施策の各項目及び新宿区障害福祉計画のサービスの各項目では、それぞれの計画の対象となる項目を紹介しています。

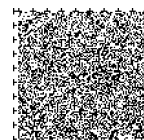
また、基本施策ごとの主な事業を巻末の資料で紹介しています。



新宿区基本構想 新しい時代の新宿区のまちづくりを進めるにあたり、基本理念、新宿区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするもので、地方自治法第2条に基づき定める、まちづくりの基本指針です。

新宿区総合計画 「基本構想」を受けた区の最上位計画であり、区の各分野の個別計画を総合的に調整する指針です。

新宿区第一次実行計画 「基本構想」に定めた、めざすまちの姿の実現を目指し、総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくために策定し、区政運営の具体的指針となるものです。平成20年度から平成23年度までに、区が計画的・優先的に推進していく事業を中心に策定したものです。



3 計画の期間

(1) 「新宿区障害者計画」

平成21年度から平成29年度までの9年間の計画とします。障害福祉計画の期間にあわせて、必要に応じた見直しを行います。

(2) 「第2期新宿区障害福祉計画」

平成21年度から平成23年度までの3年間の計画とします。計画の進捗状況等を見極め、障害者自立支援法に基づき3年ごとに計画を策定します。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
新宿区障害者計画									
			見直し			見直し			
新宿区障害福祉計画									

4 計画の推進体制

区は、本計画に定める施策の進捗状況の把握及び評価等を、庁内の関係部署において定期的に行うとともに、「新宿区障害者施策推進協議会」をはじめ、障害者や障害者団体、事業者、関係機関等と協議・意見交換を行いながら、本計画を着実に推進します。

また、「新宿区障害福祉計画」の策定及び同計画策定に合わせた「新宿区障害者計画」の必要な見直しについては、「新宿区障害者施策推進協議会」において協議し策定・見直しを行っていきます。

さらに、障害者や障害者団体、事業者、関係機関等との協議・意見交換とともに、「新宿区障害者地域自立支援協議会」の報告や提言等も計画の策定・見直しに反映させていきます。

